

福岡県中小企業支援施策検索 AI チャットボット開発業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、福岡県中小企業支援施策検索 AI チャットボット開発業務の委託先を選定するために実施する企画提案公募について必要な事項を定めるもの。

本業務は、AI、RAG（検索拡張生成）、ウェブシステム、情報収集・前処理、情報セキュリティ及び運用管理等に関する高度かつ専門的な技術力を必要とする。このため、価格のみではなく、企画提案の内容、技術力、実施体制、類似業務の実績、費用対効果及び保守運用体制等を総合的に評価し、本業務の目的を最も効果的かつ確実に実現できる事業者を選定するものとする。

2 業務概要

業務名	福岡県中小企業支援施策検索 AI チャットボット開発業務委託
主な業務内容	本番システムの設計・開発、施策情報データの整備・投入支援、テスト・品質保証、本番環境への移行・リリース、ドキュメント整備及び職員向け操作説明
主要機能	AI チャットボット機能、ナレッジベース管理機能、PDF 取込・ウェブクロール機能、ログ分析機能、LINE 配信文書下書き生成機能等
委託期間	契約締結日から令和 9 年 2 月 15 日まで
委託費上限額	23,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
成果物	別添「提案依頼書（RFP）」のとおり
業務の目的	公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下「本センター」という。）は、福岡県内の中小企業・小規模事業者が、自社に適した補助金、融資、専門家派遣等の支援施策を迅速かつ容易に検索できる環境を整備するため、福岡県中小企業支援施策検索 AI チャットボットを開発する。

3 応募資格

本公募に応募できる者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- ・福岡県内に本社又は主要な事業拠点を有すること。ただし、福岡県内に拠点を有する法人を代表者とする共同提案を可とする。
- ・AI システム又はウェブシステムの開発・運用に関する実績を有すること。
- ・情報セキュリティに関する適切な管理体制を有すること。
- ・委託期間中、継続的な開発及び保守体制を維持できること。
- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ・福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年

法律第 75 号)、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きがなされていない者であること。

- ・ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ・ その他、RFP 及び本センターが別途定める条件を満たすこと。

4 公募スケジュール

項目	期日
公募開始	令和 8 年 8 月 3 日
質問受付期限	令和 8 年 8 月 10 日
企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 20 日 17 時
書類審査・ヒアリング	令和 8 年 8 月 21 日から 28 日まで
選定結果通知	令和 8 年 8 月 31 日
契約締結	令和 8 年 9 月上旬

5 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は、指定様式（様式第 3 号）を電子メールにより、質問受付期限までに提出すること。質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するため、原則として応募予定者全員にメールにて共有する（質問の内容によっては回答までに日数をいただく場合があります）。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

6 提出書類

応募者は、次の書類を提出すること。記載事項及び提出方法の詳細は、RFP による。

ア 応募申込書（様式第 1 号）

イ 企画提案書（任意様式）

※表紙には、業務名、提出年月日及び応募者名を記載すること。

※企画提案書には、次の内容を記載すること。

- 1.会社概要
- 2.本案件に対する理解と提案の概要
- 3.提案システムの技術アーキテクチャ
- 4.採用する AI モデル・技術スタックとその選定理由
- 5.施策情報の RAG 設計・データ品質管理の考え方
- 6.ハイブリッド運用の実現方法
- 7.想定される会話フロー設計書
- 8.セキュリティ設計の概要
- 9.UI/UX デザインのサンプルまたはモックアップ
- 10.プロジェクト推進体制
- 11.詳細スケジュール
- 12.見積明細
- 13.保守・運用サポートの提案
- 14.リスクとその対応策
- 15.類似案件の実績

ウ 会社概要（様式第2号）

エ 会社概要補足資料（任意）

会社案内、パンフレットその他事業内容や実績を補足する資料。

7 提出方法等

- ・提出期限：令和8年8月20日 17時必着
 - ・提出方法：電子メール又は本センターが指定するファイル共有サービスによる電子提出
 - ・提出先：公益財団法人福岡県中小企業振興センター 担当者メールアドレス（文末に記載）
- ※提出された書類は返却しない。

8 審査及び選定

提出された企画提案書等について、書類審査を行い、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを実施する。審査の結果、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。

評価は100点満点とし、技術力・提案内容、類似業務の実績・経験、プロジェクト管理、費用対効果、保守・運用及び加点評価項目への対応状況を総合的に審査する（評価詳細はRFPに記載）。

9 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に書面又は電子メールで通知する。なお、審査内容、評価点その他選定過程に関する問い合わせには応じない。

10 選定後の手続

(1) 契約の締結

本センターは、受託候補者と業務内容、実施方法、契約条件及び見積額等について協議し、協議が整った場合に業務委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うことがある。

なお、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、参加資格を失うものとし、この場合において、該当する者が受託候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

(2) 契約保証金

委託契約にあたっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条の規定に準拠し、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金としてセンターに納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

なお、センターを被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年以内に県若しくは他の地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

11 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ・提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・応募資格を満たさないことが判明した場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合

- ・見積額が委託費上限額を超える場合
- ・その他、本要領又は RFP に違反した場合

12 その他

- ・企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・応募は、1 者につき 1 件とする。
- ・提出された書類はセンターに帰属するものとし、返却しない。なお、これらの書類は委託先選定の審査以外の目的には使用しない。
- ・審査は非公開とし、選定の理由などの問い合わせには応じない。
- ・提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これによりセンターが損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。
- ・センターが提供した資料及びデータ等について、センターの承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。

13 問い合わせ先

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 担当：河野

住 所：福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 6 階

電話番号：092-622-7575

メー ル：kikaku@joho-fukuoka.or.jp